

# 村上市立村上東中学校「学校いじめ防止基本方針」

「いじめ防止対策推進法」（以下「法」とする）の第13条により「学校いじめ防止基本方針」を、以下の通り定める。

新潟県は、令和2年12月25日に「新潟県いじめの対策に関する条例」を改定した。この改訂を受け村上市では、令和3年10月に「村上市いじめ防止基本方針」を改定した。このことから村上東中学校では、「学校いじめ防止基本方針」の見直しを行った。いじめの防止等の対策のための措置及び重大事態への対処を以下のとおり行う。

## 1 いじめ及びいじめ類似行為の定義

### 【いじめの定義】

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（法第2条）

### 【いじめ類似行為の定義】

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性（がいぜんせい）の高いものをいう。（条例第2条2）

※蓋然性とは「多分そうなるだろう」という可能性の程度のこと。

## 2 いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針

### (1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、当校では、「いじめは、どの学校、どの学級、どの生徒でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ生徒はいない」という基本認識にたち、すべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

### (2) 学校及び職員の責務

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、更にその再発防止に努める。

### (3) 保護者の責務

基本理念にのっとり、いじめ等の対策、インターネットを通じて送信される情報の特性等について自ら学び、いじめ等を行うことのないように、必要な教育を行うよう努める。

また、生徒がいじめを受けた場合は、いじめから保護するとともに、学校でいじめ等があった場合は、いじめ等の事実に向き合い、解決に向けて学校が行う対策等に協力するものとする。

### (4) 生徒の責務・役割

ア 生徒は、いじめを行ってはいけない。

- イ 自分のことを大切にし、一人ひとりの違いを理解し、お互いを尊重すること。
- ウ インターネットを通じて送信される情報がどのようなものなのか理解を深めること。
- エ いじめ等をしているところを見たり、「ひょっとするといじめかもしれない」と思ったりしたときは、見過ごさないで先生や保護者になどに相談すること。

### 3 いじめ防止等のための対策の基本となる事項

#### (1) 基本施策

- ア 学校の重点方策の一つに「いじめ・不登校解消と未然防止」を掲げ、着実な初期対応と心に寄り添う指導・支援を行う。また、未然防止のために組織的に取り組む。
- イ 学校教育活動を通じて、生徒の人間関係力の育成を図るとともに、豊かな人間性や道徳性を培う。
- ウ 保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止のために生徒が自主的にかつ協働的に行う生徒会活動に対する支援を行う。

#### (2) いじめ防止等の対策のための組織・取組

いじめ防止対策を実効的に行うため、以下の組織を設置する。

##### ア 生徒指導部会

###### ① 構成員

校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、養護教諭 ※必要に応じてスクールカウンセラー

###### ② 活動

- ・「いじめ」を含む生徒に関する情報交換及び情報共有
- ・生徒指導に関わる事案の対応策の検討と対応

###### ③ 開催

週3回を定例会とし、必要に応じて随時開催とする。

##### イ 不登校対策委員会

###### ① 構成員

不登校担当、生徒指導主事、養護教諭、スクールカウンセラー、当該生徒学年主任及び学年部職員、管理職 ※必要に応じ、主任児童委員にも参加を要請する。

###### ② 活動

- ・学校生活不適應や生徒の心身の不調の発見に係る取組（学校生活アンケート調査、教育相談実施 等）
- ・「不登校」「不登校傾向」生徒に関する情報交換及び情報共有
- ・該当生徒に関する対応策の検討と対応

###### ③ 開催

必要に応じ随時開催とする。

##### ウ いじめ対策委員会

###### ① 構成員

校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、不登校担当、養護教諭、スクールカウンセラー ※必要に応じ、主任児童委員にも参加を要請する。

###### ② 活動

いじめ事案に対する対応に関すること。

###### ③ 開催

いじめ事案発生時に緊急開催とする。

#### (3) いじめ防止のための取組

- ア 教師による「学び合う授業」「わかる授業」の実践と生徒会を中心とした自主的・協働

的で実践的な活動を通して、いじめを生まない学校風土をつくる。

イ 「いじめ防止学習プログラム」「中1ギャップ解消プログラム」の自校プランを常に改善し、着実に実施する。

ウ 各種体験活動を通して、人間関係力を育成するとともに、自己有用感を高める。

エ 人権教育、同和教育に関する研修会を実施し、職員の人権感覚を高める。

オ 人権教育、同和教育を充実させ、生徒の豊かな人権感覚を育てる。

カ 生徒会活動を中心とした生徒主体のいじめ防止のための活動を推進する。

キ 挨拶運動や家庭・地域との懇談、地域貢献活動等を実施し、家庭・地域との連携を深めながら協働していじめ防止に取り組む。

#### (4) いじめの早期発見のための取組

ア いじめ調査等の実施

いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調査を次のとおり実施する。

① 生徒対象生活アンケート 月1回＝5月連休明けから毎月（9月分は8月末に）

② 学級生活調査（Q-U検査） 年1回（6月）

③ 保護者対象学校評価アンケート 年2回（7月、12月）

④ 学級担任による教育相談 各学期1回

イ いじめ相談体制の確立

生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう、次のとおり相談体制の整備を行う。

① スクールカウンセラーの活用

② 保健室における養護教諭の相談活動

③ 担任による教育相談の実施(チャンス相談)

ウ 職員間の情報共有

朝の打合せ、生徒情報日報の共有、生徒理解研修会等を通して生徒に関する情報を常に共有する。

エ いじめを含む生徒指導に関する教職員の研修の実施

いじめを含む生徒指導に関する研修を年間計画に位置づけ、教職員の資質・能力の向上を図る。

#### (5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

ア インターネットを通じて送信されるいじめ等に関する情報が及ぼす影響の重要性に鑑みスマートフォンその他の携帯電話端末等によりソーシャルネットワーキングサービスその他のインターネットを通じて行われるいじめ等の未然防止に資するため、生徒等に対するインターネットの適切な利用に関する教育及び保護者への啓発活動を行うものとする。

イ 職員・生徒・保護者（PTA）で協力してきまりを策定し、SNSルールの指導を行う。

#### (6) いじめ（疑わしい事案も含む）に対する対応

ア いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。

イ いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導・支援とその保護者への報告・相談を継続的に行う。

ウ いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。

エ いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。

オ 犯罪行為として取り扱われるべき事案については、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

カ いじめの解消については、次の2つの要件が満たされた場合とする。いじめ類似行為にあつては、以下の①②により解消を判断とする。

① いじめにかかる行為がやんでいること

いじめを受けた生徒に対する心理的また物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3ヶ月とする。「学校いじめ対策委員会」がそれ以上の期間が必要だと判断した場合はより長期間とする。

② いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないことを、被害生徒と保護者との面談等で確認し、認められること。

いじめが解消に至っていない段階では、学校は被害者を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。

## 4 いじめ重大事態への対応

### (1) いじめ重大事態

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- 一定期間（年間30日を目安）、連続して欠席しているような場合
- 児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、重大事態と捉える。

### (2) 対応

(1)の重大事態の場合、次のように対応する。

ア 重大事態が発生した旨を、村上市教育委員会に速やかに報告する。

イ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織（拡大いじめ対策委員会）を設置する。

ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。

エ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

## 5 その他

生徒が安心して学校生活を送り、日頃から「いじめをしない させない 見逃さない」意識を醸成し、良好な人間関係の構築、いつでも相談できる体制の整備等に努めるとともに、家庭・地域や関係機関等と連携していじめ問題に取り組む。

(令和4年4月 改訂)